

四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）とする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日（<u>毎月第2月曜日を除く。</u>）。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）とする。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(シティプロモーション部文化課)